



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5

始



法隆寺大鏡第五十八集挿圖解說

第一、第四、御物 紙本着色聖德太子像

同畫高三尺三寸七分

聖德太子御影は古來應聖に繪畫に其類多しと雖も、本號所載御府の藏本、獨り群を離れて超絶し、其製作年代よりするも、將た其古様を存する上よりするも、當に太子像の最大權威たるべきは、殆ど天下周知の事なり。顯眞得業の古目錄抄に始めて其法隆寺傳存の事を錄し、名づけて唐本の御影と云ふとあり、其命名の由來に就きて、
次太子御影但於此有多義當寺相傳者唐本御影也唐人爲申結縁詣御前其人前如彼應現給而聞書二補一本留日本一本本國持飯故唐本御影或唐人書云唐本聖人西山慶政云非唐人百濟阿佐之前現給形云々或攝政關白殿下兼宣更非他國之像日本人裝束其昔皆如此也故日本之様云々

と述べ、唐人の親しく寫せる御影なれば則ち其稱あるなりとも傳へ、百濟の王子阿佐の前に現し給ひし姿なれば、唐本と稱すべき因由なしとの説もあり、近衛關白兼經の如きは、日本古代の服裝其儘なれば、日本様と云ふの外なしとの意見も有りて、歸着する所を知らざる程の傳説區々たりとのことなれど、其外國人の前に現はれ給ひしとの傳説と、日本様にして唐國様に非ずとの異説あるより考ふれば、主として其服裝の海外の様式なるよりして、唐本御影と稱するに至れるならむ、故乎子釋豈氏は其妻の唐裝なるよりすれば、南無佛二歲の太子像の外、所謂太子像の唐裝ならざるなく、皆目するに唐本

御影を以てせざるべからず、獨り本像のみに此稱を與ふるは、之を根本唐本御影と解して、其義始めて妥當なりと説けり、實に其説の如く唐裝類似の御影多けれども、其服飾を描くこと精細にして、眞に唐裝其儘なるは則ち本像の外に存せざるを以て、之を根本唐本御影とするも其故なきにあらずと云ふべし。太子阿佐の筆に擬するも亦目錄抄の記に據りて附會せしに過ぎず、太子阿佐の來朝は推古天皇御宇五年夏四月にして、その聖德太子を拜して觀世音の化身なりと感嘆せしこと、太子傳屏に見ゆれども、御影を寫したりとの記述なければ、目錄抄の唐人御影二本を作れりとの説よりして、發生せるものと云はざるを得ざるなり。されど其服裝よりして唐本御影の稱ある所以は、其奇古なる様式の、既に鎌倉時代に於て其因由を知るに若める程、悠遠なる時代の製作に係れるを知るべく、阿佐太子筆と稱するも亦其根據を此處に有するが故なり。抑奇古なる様式の第一とは、畫の料紙の問題なり、總て此種の記念すべき畫像を造るには、上代に在りて絹若くは布を用ひ、機織ならざる限り、殆ど紙本を以てせしを聞かず、然るに本像は高さ八寸有餘の白紙を上に四枚貼り纏きて料紙としたり、これ既に希有の例なり、第二の問題は服飾の制なり、本圖は笏を手にし給へる太子を中心として、左右に各一侍者あり、目錄抄に

二人童子二人王子也王山背大兄王中略左方山背大兄王右方植栗王此二人也

とあり、恐らく同抄の著者顯眞が古傳説を錄せるものと信ずれば、太子の前に御弟の殖栗王、後に御姫子山背王侍立の圖と定めて可なり

らむ、太子の御冠に就きては、學者間に種々の異説あれど、孝德天皇の御宇三年に制定されたる漆紗冠の古製なりとの推定よりも、寧ろ推古天皇の御宇十一年十二月冠位十二階の制を定められし時、冠の頂は据て、養の如くして縁に著けたりとある本文と、其使用法より見れば酷似せるものに非ざるか、漆紗と思はるゝは其頃際の造文の部分よりして、多少それと材料を考へしむるのみなり、兎に角唐代に於ける巾子高く重櫻の冠とは自ら其撰を異にせり、二童子の振分髪の様も亦開立本の筆と傳へらるゝ六朝諸帝の侍者にも見るものにして、中古の様式ならざること既に明らかなり、太子の袍も其様式に於て二王子と同じく、隋唐の古制に属するもの、其拱手に從ひて生ぜる肩より袖に係りて上に廣く下に窄める衣紋よりして觀れば、近く本願寺に將來せられたる樹下婦人像若くは東寺真言七祖の中なる惠果阿闍梨の侍者の服裝にも類似の跡存すると同じく、其服制に同一なるを認むべければ、遙くも唐代の制として毫も疑ふ餘地なかるべし、其石帶の制もまた開立本の帝王圖に之を微すべく、六朝よりして之を用ひしを知るべし、其佩劍を繋げる帶は、後の唐組又は平緒となるものにして、之と同じく矢筈形の織文を有する實物の殘缺、本寺より献納に係れる御物の中にも有せり、佩劍及刀子の様式も路正倉院御物中の者に就きて、其實制を微すべく、劍柄は玳瑁か珊瑚か、劍室は黒地に銀泥もて簡単なる雲形を現はせしものにして、其花形裝劍具は螺鈿式の彩色より見て、染象牙の類なるべく思はる、御冠も古く支那に於て用ひたる黒色の鳥皮鷄なるべし、色彩は年所を経る久しき、五彩澤を失し、丹青色を變じ、今一々之を

指摘するの困難なれど、數へて八色を推定し得べし、即ち頭髮の下地を淡く染め毛筋を濃く引けるを始めとして、其冠効室及背より肉體の線さては衣紋を描ける墨色を第一とし、顔の下地を作れる胡粉、口唇等に使用せる朱色、太子の袍の裏及二王子の袍を隈ぞれる綠青、其他太子の等を彩どれる黃土、劍鍔に見ゆる丹色、冠の縫文及効室の雲形太子の青に現はれたる文様の銀色は明らかにそれと知べるく、太子の袍の御色及山背王の袍の文様に至つては、甚だ鮮明を缺くものあれど、之を蘇芳と解する正しきに近し、蘇芳は則ち朱華^{ヒルハ}にたゞへる色にして、隋唐の制も朱華色を以て諸君の眼色としなれば、我國に於て其使用に大化制定前後の時代論もあれど、その色を見當に本像は蘇芳を彩どれるなるべし、後世平安朝以降の太子像は朱華色を朱若くは赤と早合點して、袍を塗れるも其因山また此に存し誤れりとはいへ自ら古制を遵守せるが如き成あり、此等の服飾問題を第二の奇古様式として、第三は其描法に及ばざるを得ず、すべての面貌に肉色の限を使用せること、特に山背王に於て其名號を認め得べく、其眼睛皆上に點ぜられて半圓となれる如きは、上代の繪畫彌縫に見る所なれど、太子の袍の陰影を現はせる黒色の刷子目には至つては、實に現在藝術品中唯本像あるのみにして、他に擬證すべき何等の類例を存せず、其右の袖に現はれたる規律正しき刷痕よりすれば、之を本筆の使用に歸する説も、強ち否定し難しと云ふべし、上來述べたる如く、料紙として既に奇古服飾として又奇古描法も亦他に見ざる所を以てすれば、之を何れの時代の製作と定むべきか、後世の轉寫とすれば鎌倉時代より以上と定むべきこと勿論なれど、由來

我國轉寫の例よりすれば、其大要を領するに止め、未だ此の如く服飾の微細まで原書の面目を傳へたるを知らず、果して然らば服飾の制より推定するも、之を奈良朝以降の作と断ずべからざるが如きも、尙ほ充分研究の餘地を存せざるにあらず、太子の服装に關しても孝德紀に、古人大兄皇子が出家して佛道に入り給ふ時、法興寺の佛殿と塔との間に於て、鬚髮を剃除し袈裟を披着し給ふとあれば、其髪を蓄ふること當時の風習なりしを知るべく、本像また其例證とすべきものならずとせず、斯かる微細の點より詳究せば、種々なる方面よりして、幾多の資料の供給せらるべきやを知らざるなり、其表裝は風帶及一文字廻し蜀江文様金襴、上下廻しは黄色絨地に壽寧康福の四字を色絲にして織出し、軸は鍍金蓮花唐草の透彫にして、軸首は蓮花を書きたる上に水晶の薄板を伏せたり、出八分、徑一寸、これのみにて鎌倉時代の製作と知らるゝに古今目錄抄には

京西松尾慶政上人勝利房爲合久故御裏押相給其時表紙合替鉛給
とあり、裏紙は今存せざれど、壽寧康福の文字を現はせる縫物は、或は其頃のものなるべきか、姑く疑を有す、其古來貴重の書像たることこれにても明らかなれど、鎌倉時代以前に本寺の必要な記録に之を見ざるは、或は中古橘寺より轉來せしにあらざるか、また疑なしとせず、承子兵上宮太子御像解説を引用せり

聖德太子御製の御著書に三種あり、法華經、維摩經及勝鬘經の義疏即

是にして、夙に天平十九年の法隆寺資財帳にも

法華經疏參部各四卷

維摩經疏壹部三卷

勝鬘經疏壹部

右上宮聖德法王御製者と載せて其書あるを明らかにし、鎌倉時代本寺に於て印刷せしもの、雕版と共に今尚ほ現存せり、資財帳錄する所の三經疏は、其後如何なりけむ終極を知られども、圖示せる法華經義疏四卷は、則ち同書の三部と注せられたる其一部にあらざるか、資財帳の注記雕其名を舉ぐるに止まり、形式の如何さへも之を知るに由無しと雖も、親しく其體裁及附屬品に就きて檢すれば、資財帳中の者たるのみならず、而も同書の稿本にして、恐らく太子の御自筆に係れる無きやを思はしむるものあり、附屬品たる竹帙第八圖は今や甚しく磨耗せりと雖も、細き竹條を經とし五色の彩糸を縫として編組せる者にして、延喜式兵部省隼人司の條にも凡造竹綾判綾判は綾の説、長功十八日一張と載せ、夙に我國に於て製作せられること明らかに、之に結び付けられる牙籤も古來書目檢出の用を爲せるもの、說文に籤は檢なりとも云へり、玉牙紫檀若くは檀等の材料を以て造れること、和漢の史乘及現存遺品に之を徵すべくして、此籤の如きまた象牙を以てせ

第五、第七 御物 聖德太子御製法華經義疏

七卷高二寸

第一卷總長四尺六寸 第二卷四寸

第三卷四尺五寸 第四卷四寸

第五卷四寸六分半 第六卷四寸

第六卷四寸九分半 同幅 八寸八分

第八、同上 竹帙及牙籤

牙籤高一寸九分半 同幅 八寸八分

らざること疑を須むず、御製の二字よりしても、亦資用帳の單に御
製者と錄せるに併せ觀て、當時本書を稱するに其形式に拘はらず、
御製の意義を以て敬稱せしなるべし、是を以ても其資財帳中の一部
たりしを考へ得られざるにあらず、本書第一巻の首第五圖第一紙に
法華義疏第一、此是大倭國上宮王私集非海彼本と記せる部分は、今
本文と直に接續すれども、思ふに原と本卷の外題たりしものにて、
此は以下の文字は、書風の古様なる奈良朝を降らざるのみならず、
後の追書とは云へ、極めて太子時代に近きものあるを想はしむ、其
意義は此は是れ我が大倭國上宮王の時に私集せられしものにて、海
外渡來のものに非ずと、佛書とし云へば則ち外來のもの而已なりし
時代に於て、其然らざる所以を特筆明破せる當時の思想、此一句に
躍然として興趣禁すべからざる者あり、国字は六朝の末北齊の造象
銘にも有し、唐代かけて國字と共に行はれたれども、これが我國に
於ける最初に近き實現は、或は本書を以て嚆矢とすべし、本書の料
紙は黃紙を所謂豆糊の如き堅黏性のものにて纏ぎ立て、紙質染色年
代と共に多少變化せりと雖も、奈良朝の寫經用紙に比すれば、未だ
精巧の域に進まざるの感あり、其本文の書體は、肥瘦筆の動くに從
ひて成り、筆端翩翩自在、格法自ら其間に存して、巧を求めずして
妙なる所に、其異常なる人格の想はるゝのみならず、意の趣くまゝ
に筆を駆使したる稿本の面目を觀取せらるべし、書風を何に例へむ
よりも近時發見せられたる六朝寫經の体ありと云ふの外なく、これ
に類似の書風は現存多くの筆蹟中、何等匹敵すべきもの無く、實に
眞然として超絶する所ありと謂はざるべからず、更に稿本として體

面を現はさむ爲に圖示せる第一巻第六圖第四卷第七圖に就きて觀る
も、或は刀もて紙面を削去し、或は背面より切貼を施し、側に著入
れたるものれば、數行に亘りて直に上に貼り加へたるものあり、甚し
に至りては本紙の幾分を截取せるもありて、本来用紙一枚の長さ
一尺六寸計なるべきものが、殺がれて六寸三分に縮められたるあり、
要するに一兩字の改作は紙面の削去に止めしも、削り過ぎて紙面を
破ぶれば、白紙を喰製風にして背面より當てがひ、其部分大なれば
表面より同じ黃色の紙を貼り、更に大なれば紙面の一部を全く截取
するに至れるにて、一紙毎に多少紙削り入の痕あらざる無きを觀て
も、如何に其苦心執筆の餘に成りしかを想察し奉らずむばあらざる
なり、これを稿本古文著者の且つ考へ且つものしたる原稿と稱せず
して將た何と曰ふべき、古今日錄抄は、

太子御製作草疏等日記 法花四卷疏御草本在舍利殿名後號今之流者自百濟國所
渡不依經龍夢般以御魂取寄給依御經合草給七卷廿七品能無提婆品
與觀音品之世尊偈之尺牘子將來經者自百濟國所渡經同也付此經合
作五雲疏御魂渡唐時合置衡山給於此疏者草本並人寫傳本共我朝不知所在

但四卷疏上宮後號自廿一西正月八日始作此疏至次歲甲戌製畢奉金人
所校妙義並諸番法師義理恐乘之此四卷疏御題目下二此是大倭國上宮
云故今此疏寫傳本寫大倭國此人偏誤也上宮王私集非海彼本者此非
自唐土等所傳之本之義今此疏者似天台門三論以光宅寺雲法師疏爲
本義然而難取何宗云々

其義疏の原本とせられしものは、疏に提婆品と觀音品の世尊妙相共

云々の偈を缺けるを以て、百濟より渡せる二十八品の法華經に依り
給はずして、別に夢殿に於て成得せられたる七卷廿七品本によりて
の釋義なり、その提婆品を含める廿八品本の義疏も五卷の疏として
造り給ひしかど、支那衡山に送らしめられ、草本は勿論傳寫本だも
本朝に於て跡を失し、廿七品本の義疏即ち本書のみ今に傳來する
に至れるにて、前の五卷疏あるに對して、此四卷疏を特に後疏と名
づく、其御起稿は推古天皇廿一年癸酉正月八日御歳四十法王帝說
に據るの春にして、翌年四月十五日に脱稿し給へりといふ、廿七品
本の傳來に就きては、此處に載する如く御夢想に係り、小野妹子將
來本あるも亦廿八品本にして之と異れりとのことなり、されど本疏
の底本たる廿七品本も、所謂廿八品本と同じく姚秦の鳩摩羅什が譯
出せるものにして、一説には羅什の譯本成りしも、長安の宮人、其
女人往生を説ける提婆品の宣傳を惜しみ、之を抜きとり廿七品とし
て、江南地方に流布せしめたるより、其所傳に南北の別を生じ、一
品の差ある所以なりと、太子が南傳の法華經を手にし給へるは、當
時國際通路として北方のみなりしに、既に南方交通の便ありしを證
せらるゝと共に、其夢想成得説の傳へらるゝ所以をも首肯せられ、
極めて興味ある問題なりと云ふべし然かも本疏の裁判に於て、將た
其涅槃を宗とせるに於て、法華義記八卷に負ひ給ふ所ありと傳へら
れ、同書が光宅寺沙門法雲の著にして、雲が江南に國せる梁朝の人
なりしも奇とすべし、太子の所説は大藏諸經中爾前の諸經を以て萬
善同歸の一匁に攝し、佛壽無極とならべて、後の涅槃經の二大綱目
を法華經の中に盡したりとの大知見を立てゝ、一代佛教總判の意を

龍め給へるは、即是我が民族宗教の爲に大光明を垂れ給へるものと、
徧に驚嘆感喜せらるゝ所なり、當時太子の左右には、高麗の僧惠慈
惠聰を始として、渡來僧の數學に文筆に堪能なる人物多かりしなら
む、法華研究の爲に時に討議し數々下問を垂れ給ひしならむ、され
ど不世出の英才、千古の達識、義立ち想熟するに及びては、傳説の
如く深く夢殿に垂れ龍めて、獨創の見を奔放の筆力もて起稿し給へ
るにあらざるか、本疏四卷の中御自署及年代の徵すべきあるなく、
又御自筆として他に參證すべき資料も存せざれば、嚴密なる意義よ
りして、御自筆の稿本と定むるは、或は早計に失するの嫌なきにあ
らざれど、其體容及特質よりして、然か考ふるも其故なしとせざる
能はざるなり、尙ほ同抄に非ず本の義を釋するは、前に述べたる
如く、傳寫本の後と本疏の初なる卷との區別を説くは、本疏の舍利
殿の奥に秘めおかれて、之を拜するの容易ならざもしをも知るに足
らむ、是はこれ我國に於ける佛典義疏の第一にして、筆蹟として又
最初のものたるは勿論、恐らく此時代に於て和漢を通じ、著者と同
時に筆録せられたる典籍として、唯一最古のものたるは、筆ふべき
らざる事實なり、本書各卷の上に短冊形外題あり、法華義疏何卷と
署す、堅二寸二分、幅五分若干は七分あり、徳川時代の初期四卷を
並べて一つ箱に納れ、これに蓋を施せり、竹軸は即ち箱蓋の裏面に
粘装せらる、箱は梨子地散蓮花畠繪あり、本疏は御物として容易に
拜觀すべからずと雖も、其本文と從來印刷せる版本とに就きて觀し
く校合するの機會を得ば、吾發する所更に多大なるものあらむ、姑
く後考を保留す、

第九、第十、御物 金銅如意輪觀音像

古來傳存せる造像中、其銘記を以て、最古の者に數ふべきは、先づ本像を第一に推さるを得ず、銘は本像臺座の框の縁に鐫刻せらる其拓影次の如し、



翁谷板齋の古京遺文また此文を卷の發首に錄して

歲次丙寅年正月生十八日記高屋大夫爲分韓婦夫人名阿麻古頭南无頂礼作奏也

とある丙寅年は、推古十四年に相當し、正月生十八日とあるは、正月に月始て見えて後第十八日の謂にして、當時未だ曆書を用ゐるを知らず、月の明晦に依りて其更改を知るに止まり、月初めて西方に見ゆるを以て朔となし、それより數へて第幾日と定めたるにて、天智天皇紀十年十一月の條に、對馬國上言云月生二日とあるも、また

其謂に外ならずと考證する所あり、高屋連に就きては、河内國神別神魂神十世孫伊已止足尼大連の後なること、姓氏錄に見え、伊已止足

尼は舊事紀に五十琴宿禰に作る、其世系同書第五卷に見ゆるも、高屋大夫なるものの名諱世代皆考ふべからずと云へり、銘記字畫明らかならざる所あり、正字の如き模糊たるものありと雖も、之を正と

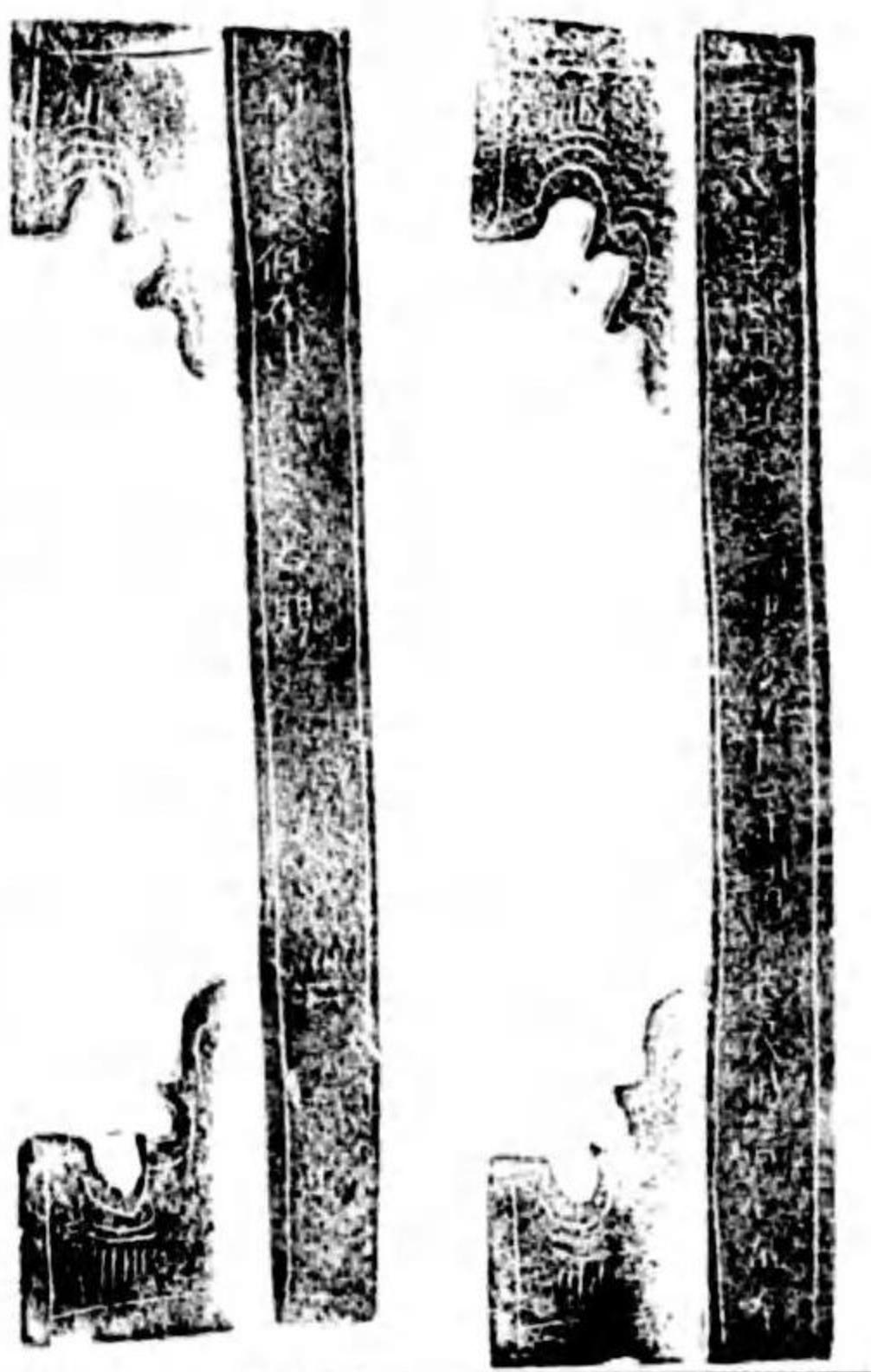
讀まざれば次の文意判然せざれば、古京遺文の説を信するの外なし、

頤字は即ち願なり、高屋大夫が夫人阿麻古の爲に、南無頂禮して造立せりとの意明らかなるも、分韓の字義釋すべからざるを遺憾とす、兎に角丙寅を推古天皇十四年とすれば、これ實に我國最古の造像銘記にして、高屋の姓既に姓氏錄に存し、其作奏との文字より推して、外國渡來の佛像にあらざること疑ふべからず、これを技法の上より微するに、顔骨の著しく晉えたる相貌は、當時の造像に屢々見る所なれども、頭部の巨大なるに至りては、同形像の纖細を喜べる當時の風尚と合致せず、其耳朶の粗朶なる、半圓の肉體特に手脛の角張りで丸味を缺ける、須彌座に懸れる袋の面の、重佩せる裝身具を主とせる爲め、其取扱に窮せる痕跡を示せるが如き、頗る原始的意義に富めるものあり、此重佩せる裝身具の様式は、本像以外多く其類を見ざる者に属し、また研究資料として注意するに足る、其二臂如意輪の稱號に至りては、姑く疑を存するも、河内國野中寺の同形銘記に彌勒菩薩とあり、當時の信仰また慈氏菩薩に傾ける多きを以てすれば、或は彌勒菩薩と稱するも不可なきが如し、

第十一、御物 金銅觀世音菩薩像

臺先佛身高一尺四寸八分五分
臺背高一尺四寸八分五分

本像また其臺座の框を繞りて銘記を有するを以て著名なり、其の文に曰く、



古臣在建古臣二人志願

見在布奈までは正面に刻せられ、太古吉以下は左側面に在り、長建二字字畫不明、姑く在來の讀方に從ふ。此文意を釋するには、先づ辛亥年の時代を決せざるべからず、此造像様式佛教渡來最初の年代に近きものあるを以て、其時代に於ける辛亥の年を求むれば、崇峻天皇四年と孝德天皇白雉二年とに外なきが故に、考古學者間には、崇峻說と孝德說との二様の見解あり、崇峻說に據れば七月十日と辛亥の日とに距離を立て、大古臣辛丑の日長時に崩去せしを以て、其天皇四年と孝德天皇白雉二年とに本像を志願造立せるものなれば、七月十日より逆算して五十日目即ち五月の下旬に於て、其日辛丑に相當するものを求むれば、崇峻天皇辛亥の年に在りて、五月廿一日は辛丑の日に相當するのみならず、五月六月續きて大の月

にして、廿一日より算すれば四十日を數へ、七月朔は辛巳なるを以て、其十日庚寅に至るまでを合算すれば即ち五十日目に相當するが故に、曆算推步の上よりして崇峻四年説を主張し、白雉二年説は累七忌日の志願ならば、第四十九日目を取るべき筈なるに、一日を延期して五十日目に造像志願の記を刻せざるべし、七月十日と辛丑の日とは同日にして、崩去の日即ち志願せるものなれば、必ず第四十日位に相當するものを求めて、即ち孝德天皇白雉二年を得らるゝを以て、本像を其の時と定むるに異論あるべからずと云へり、此兩説とも根據に正しき所あり、累七忌日の起願なればとて、必ず第四十九日を記し、一日を延期すべからざる理由も無く、死後日に起願して造像せざる典故もあるまじ、唯其造像の技巧よりして觀れば、本像の様式すべて立體の意義よりは、平面的に傾き、左右の均齊の餘りに規則的にして、其薄肉の形法所謂百濟觀音を模倣せしむるものあり、これを佛像形刻最初の時代崇峻天皇四年に擬するも無理なき如しと雖も、原形如何に拘はらず其の鑄造法の甚だ精緻を極め、此種の様式のものを以てして、美妙斯くの如きは、恐らく奈良朝時代を通覽するも、其類多かるべじく思はるれば、此様式の開祖時代鑄造法の發達せる時期に鑑みて、寧ろ白雉二年説に左袒せむとす。

但し銘記の書式其死歿の日を數字と干支と分ち書すること、此銘文の如き先例ありや否やは別に考究せざるべからず、簽評の説は既に知れ共れることにて郡縣の意の郡字と同意義なり、姓氏錄にある古臣と同族なるべきか、見在伯在は兄弟なる或は伯なると譯すべく、遺兒と伯父とが起願して造像せしものなり、この三人者に至つては未

だ考ふる所なし、

崇徳天皇四年說は故平子譯蟲君の主張する所白雉二年說は山田孝藏君等の考定に

據る

創立は即ち伽藍と同時代にして、我國最古の鐘樓なり、其構造形式

を擧ぐれば、三間二面の重層樓にして、下層正面中の間に出入の戸

を構へ、腰組物三斗を用る、上層には中間一戸の外は總て連子窓を

施し、四方に勾欄を繞らす、組物は三斗平組なり、内部下層の床は

土間、二階は板張、軒二重重木にして、天井は化粧屋根裏なり、他

の伽藍建築と調和を有して、梵鐘鉤懸の必要上、二重層に造り、外

形上他の奇なしと雖も、平屋積きなる廻廊中に、鼓樓と相對して層

樓の聳ゆるは、自ら變化を其間に求むるものといふべし、鐘樓の制

天壽國曼荼羅に現はれたるもの單層にして、別に鐘を懸くべき磬臺

の如き裝置あり、これと全然其制を異にせりと雖も、我國に起れる

ものは、實用上よりして重層樓をとれるか、鎌倉時代に至りては、

宋朝の風を學び或は四方空洞東大寺存在の如きものとなり、或は持

腰付新樂師寺風のものと變じ、單純なる重層樓のもの又た見ること

二寸四分あり、目錄抄に十筋あるも今五筋を存す、又鷺の羽を以

て矧くとあるも、今毫毛だも存せず、古傳に從ふの外なし、胡鍾は

檜製、密施僧にて花丸紋を畫く、底にも同じく小花紋を散らせり、

推古紀十一年の條に太子天皇に請ふて、大鍾及鈸を作り給ふとあり、

此等の武器古傳皆太子の御所用と稱するも、亦太子が特に心を武具

に用ひしより推して、其因由なしと云ふべからず、

第十二、十四 西院鐘樓及梵鐘

六種五種行三十六尺四寸七分間口十六尺
軒高二尺九寸五分
柱高六寸二分八寸三尺九寸

西院鐘樓は伽藍廻廊と連結して東側に在り、西なる鼓樓と對峙す、

第十五、第十六 御物 片輪車時給手箱

蓋厚一尺二寸三分五厘四分五厘
深外法二尺二寸三分五厘四分五厘
身堅九寸三分五厘六寸八分五厘
深内法二寸三分五厘六寸八分五厘

梨子地墨漆塗、縁に錫を伏せたるも、今殆ど腐蝕せり、箱の外側は

總て波に片輪車の青繪、蓋の内側には松菊等の折枝の間に小鳥の飛べる散らし青繪あり、傳へて源賴朝の寄進と云ふも、其手法よりすれば足利時代の製作に係れるならむ。

第十七、御物 古今日錄抄及嘉元記

（落元記厚九寸二分
幅六寸七分厚五分
横四寸七分五厘六分
高七分強）

古今日錄抄は既に知れ亘れる如く、上宮太子の御者として知られた調子丸の後裔顯眞の筆録する所にして、顯眞特に金堂守護の任務を帯び、本寺の山籍及寶物等の傳來に通曉するの必要ありしより、之を記録に存して傳ふるに至りしなり、料紙は故紙を翻して用ひ、或は記憶を追記し或は後の見聞を追加し、處々に加削の跡ありて、一日其自筆稿本なること、卷首に存せる顯眞の朱印記を見ても首肯せらるべき、從ふて其現存の體裁を成すまで相當の時日を費やせしや明らかなり、顯眞の生立詳かにし難しといへども、法隆寺別當記嘉祐三年七月十四日の條に初見し、次て天祐二年九月勅進して中門金剛力士を塗り直せる記事あり、嘉祐三年七月の條にも見え、九條道家が仁治三年十一月金堂參拜の時、誠誦の導師となり、寶治元年十一月には堂達顯眞得業として錄せらる、其後弘長元年九月後嵯峨院御幸の折には、先達となりて西院伽藍より東院迴廊まで御案内申上げたる記録あれど、これを最後としてまた何等顯眞に關するものなし、從ふて其歿年また極むべからず、目錄抄の中には今寛喜二年至るまで何百歳を経たりとの文あり、又仁治三年を距る幾年と數へもあり、其仁治三年九條道家參拜の件を錄し、次で建長五年の

記事其年代として現はれたる最後のものと思はるれば、其間に在りて原稿を手控として、始終新らしき見聞を追記しつゝありしを知るに足るべし、其前卷は主として法隆寺の伽藍佛像及寶物等の山籍及現狀記載にして、後卷は緣起及上宮太子の御事蹟に関する一般の歴史的記述なり、上宮太子に就きての史料は、他に有力なものこれ有りと雖も、建築寶物等の現狀記載に至つては、唯本書に継がるより外、他に適當のものを求むること能はず、法隆寺に關する事として云へば、先づ本書につくを何よりの捷徑といふべし、本書一名を聖德太子傳私記とよぶ、前に聖德太子傳脣あるを以て、私記の名の下に太子の御事蹟は勿論、其創建に係れる法隆寺の現狀記述を加へたるものか、本書に二種あり、一は此に示せる帖子本にして、他は卷子製のものなり、故小杉権部翁は卷子本は帖子本を底本として作られたるものにして、帖子本も古製卷子本たりしを、後に被損し易きを慮りて改製せらるべと說き、其年代は開しても延應元年間のものなるべしとの推定あり、帖子本卷子本との間に多少出入の文句なきにあらず、帖子本また後の寫入存せざるにあらねば、他日本書全部複製の時を期し、其詳細を説くことゝせむ、
嘉元記は法隆寺の日乘なり、其稱呼あるは圓に示せる如く、卷首嘉元三年の記事を以て起れる故なり、爾後累年記述して貞治三年七月廿五日の文を以て終る、眞に本寺の事件を掌管したるものにして、古今日錄抄の如き有意味のものに非ずと雖も、實際的事件の起伏を微するには、本書を指して他にこれあらざるべし、目錄抄と相表裏して、本寺の研究に缺くべからざる資料なり。







第五十八卦

泰



第五十八集

卷五十八

法華義疏第一

大委上宮王
集北海波太子

夫妙法蓮華經者蓋是德乘方善合為一曰一豎四七百近
壽轉成長遂云神藥若論迦釋迦牟尼應現於大急者
得欲宣瀟牛徑教誨同歸之妙因令得莫之云大異但眾生
宿殖善根鉢以五濁輪於大機六弊絕其慧眼卒不
可聞一垂口異之大理所以如來隨時而宣初就麻範并三乘之
分別疏使廣各述云迨異代民業雖復平說无相勸同脩或
以中道而襲庇猶曰三國割烹乞相養育物識於是衆生廢
年累月蒙教潤漸漸益解生於王城始教大乘微解會物
未出世云大意是以如來即動方迄之嚴船開真金之妙口廣以
万善同歸占理使得莫之云大妙法者外國云薩達摩此妙
是絕巔之妙法而序經中所說一向一異之法也言序經中所說
一乘曰異之法超妙絕於荀曰二乘曰異之康故稱妙法蓮華

也至告齋事食缺廣寒而今不食。者齋是外匡誠已先生曾
鷲山言波山頂似靈鷲鳥喙也與大比丘衆山下擊時同而衆
之大謹言外不如是人等共而上山非虛

就中有一

三老先列聲聞衆第二列菩薩衆第三列凡夫衆記第一列聲聞
於中上第ニ第(先列)以丘衆第二從 摩訶波闍提以下約五
千衆就第(以丘衆中六第ニ第)先列多名聞衆第三從道者
下列无名聞者(列多名聞衆中自第ニ第)一與大比丘衆
共數二萬一千人復唱數三皆是阿羅漢定位四從諸漏已盡以下嘆
德五從具名曰以下列名二從如是第以下得數或云釋迦陀訥等
用諸漏已盡无復煩惱古漢經傳不生滅無爲無爲者生因而勿忘盡故不生 遂過已利者
嘆應供應羅漢智斷兩具應受人供得為己利。盡諸空諸心
得自在者嘆歎賊汝惑惑自在只是一時而義自應空始終故立
諸漏自在也第ニ列无名聞衆可見諸比丘漏名所以他疏廣釋而
字不記。從摩訶波闍提以下列聲聞中之第二列以丘衆可見

第五十八集

神道證成又遠布三倍冬遠今便過墳不到上布二令將來一長
中至二布一而今將來長遠墳上數第二拜訖

今不復第ニ而印之遠作墳第ニ拜見

第ニ拜見中第ニ第ニ拜見第ニ第ニ拜見第ニ第ニ拜見第ニ第ニ
勅八歲行陽墳第ニ還拜見神通力如是

下十行陽墳第ニ

上第ニ拜見中第ニ第ニ還煩為欲化物第ニ拜見化物當
現滅第ニ三重釋以崩壘為初人八半行陽利之行陽第ニ宜而現
煩包故化物為無良我滅度以下八半行陽第ニ而物作因

現滅第ニ三重釋以崩壘為初首可見從神通力如是以下行
陽墳上布三堵示戒非實戒但文少廣意則是一也

記舊第ニ

方便以下五行陽第ニ崩壘初一行墳而崩壘為初也ソノ下四
行陽墳合崩壘上用中凡第ニ崩壘前四拜成仙過玄夕遠作崩
崩長遠中三崩壘直不列上合中名ニ第ニ一画音成仙已矣

遠布二之通合高長載久者世父般諸當惠音此崩壘上通合



明 嵌玉紫檀木书函





大藏經

釋迦牟尼佛

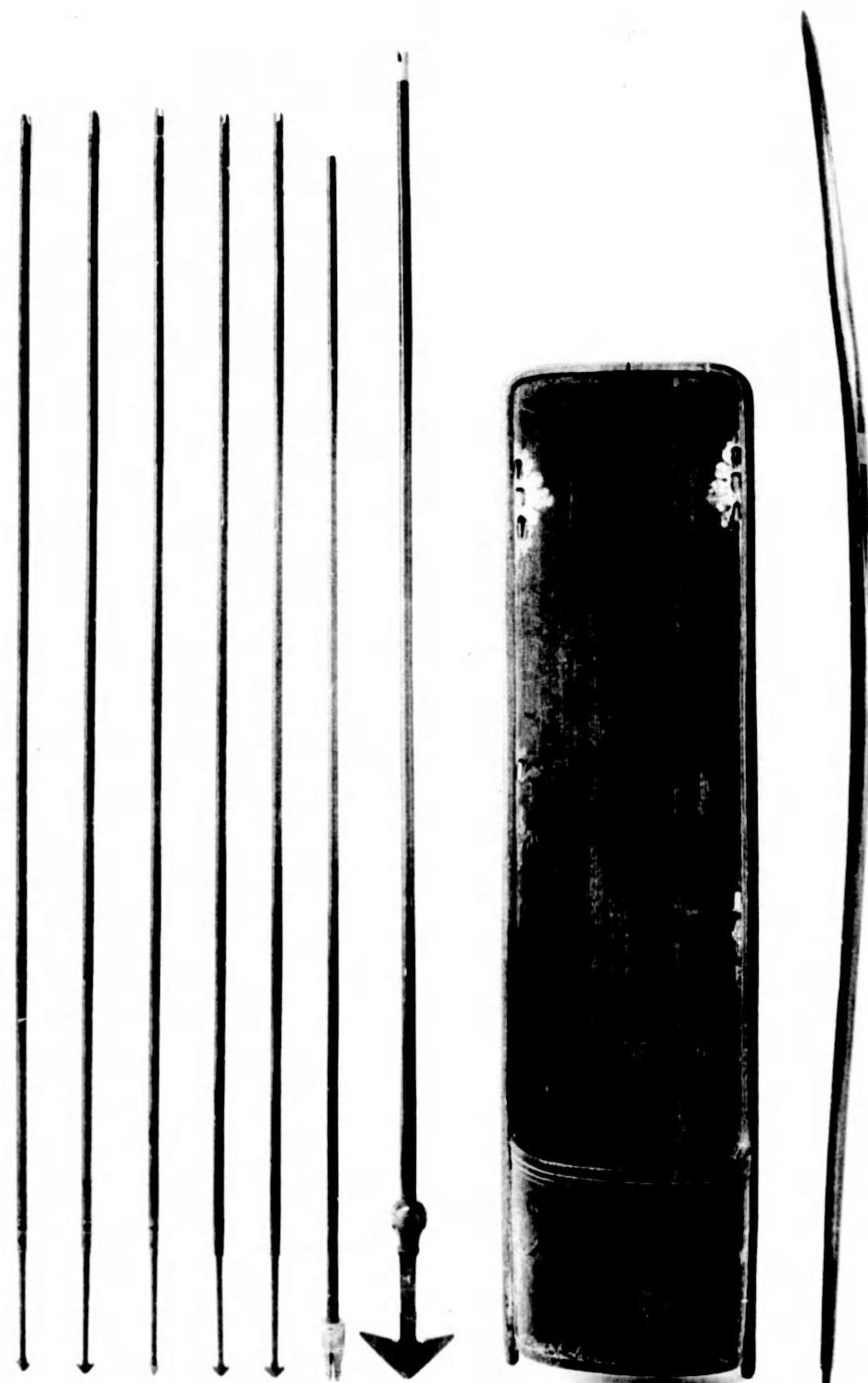


（法廣寺）銅觀音一尊

造像



法华寺石造像



右圖

卷之三十一



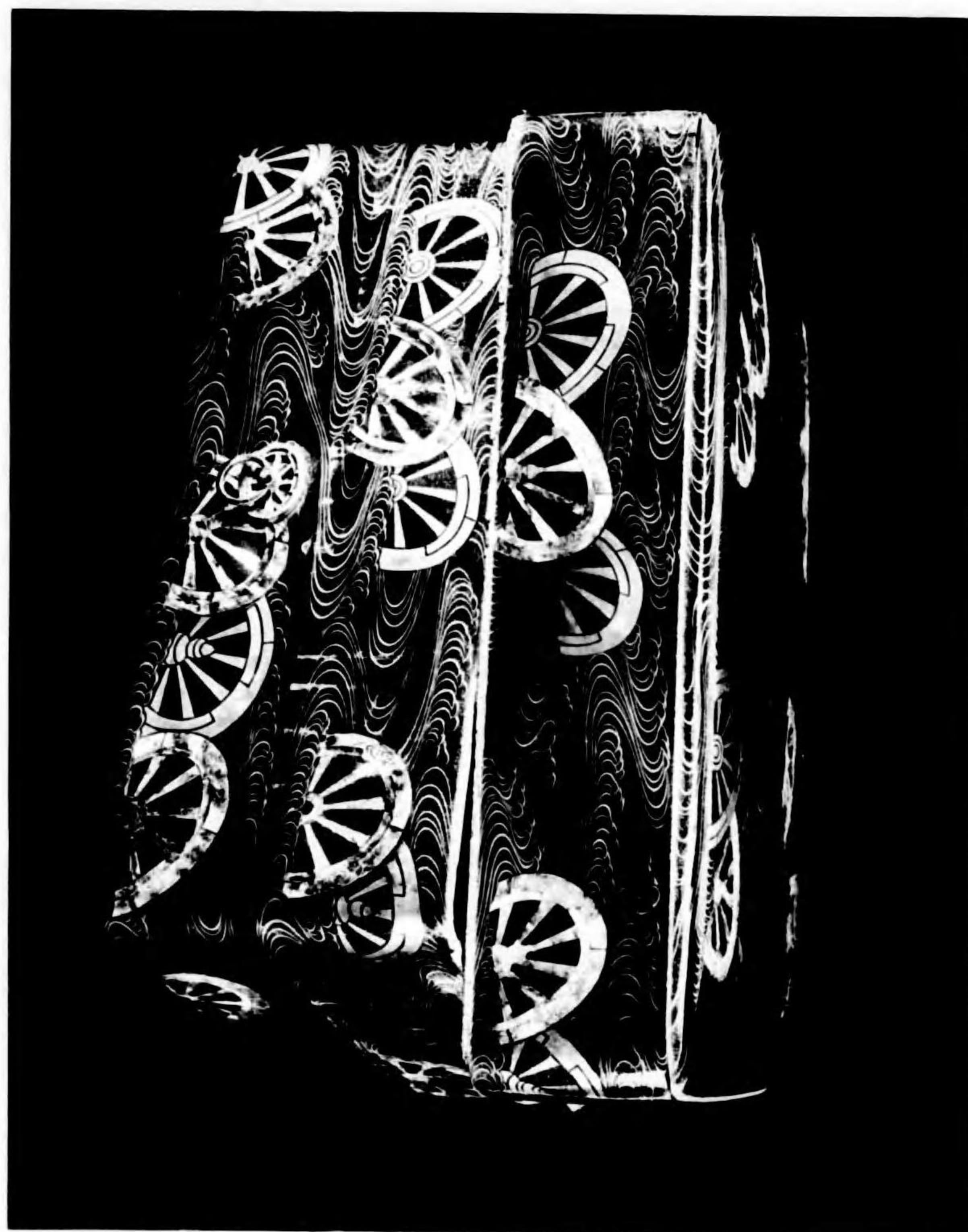
高麗風光

高麗風光



第五十八集

新羅國



卷之三



詩譜

卷之三
嘉祐元年己卯夏月誦經坊造琴
德治三年戊午夏月別蜀南歸懸兩院
參賞次於聖益院之前延年
大師言曰
先君沉鬱之才
同其音
初自南歸
元祐丙子
先延年嘗累次風流
而未竟
風流殊無人
古琴既亡人
皆失後者
獨無人
謂者
開闢土月吉日
午冠
而破壞修理之
院主劉蜀僧封亦被用入

大正八年二月十一日印刷

大正八年二月廿五日發行

東大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地
白石村治

印刷者 東京市下谷區中根岸町六十八番地
武田勝之助

印刷所 東京市下谷區中根岸町六十八番地
墨彩堂

終